

令和 7 年 9 月 11 日

民生常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会民生常任委員会会議録

令和7年9月11日（木曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

志子田 吉 晃 委員 長	
鈴 木 新 一 副委員 長	
菅 原 善 幸 委 員	辻 畑 めぐみ 委 員
鈴 木 悦 代 委 員	伊 藤 博 章 委 員

出席議長団（2名）

浅 野 敏 江 議 長
今 野 恭 一 副 議 長

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市 長 佐 藤 光 樹	副 市 長 千 葉 幸 太 郎
市 民 生 活 部 長 高 橋 五 智 美	福 祉 子 ども 未 来 部 長 長 峯 清 文
市 立 病 院 事 務 部 長 鈴 木 康 弘	市 民 生 活 部 次 長 兼 市 民 課 長 小 倉 知 美
市 民 生 活 部 収 納 課 長 志 野 英 朗	市 民 生 活 部 保 険 年 金 課 長 石 村 要
福 祉 子 ども 未 来 部 子 ども 未 来 課 長 畑 中 淳	福 祉 子 ども 未 来 部 高 齢 福 祉 課 長 佐 藤 聡 志
市 立 病 院 事 務 部 業 務 課 長 渡 辺 敏 弘	市 立 病 院 事 務 部 医 事 課 長 庄 司 晃
市 民 生 活 部 市 民 課 市 民 総 務 係 長 平 山 竜 太	

事務局出席職員氏名

事 務 局 長 鈴 木 忠 一	事 務 局 次 長 兼 議 事 調 査 係 長 石 垣 聡
議 事 調 査 係 主 査 工 藤 聡 美	議 事 調 査 係 主 査 星 井 絵 名

会議に付した事件

議案第 47 号 令和 7 年度塩竈市一般会計補正予算

議案第 48 号 令和 7 年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算

議案第 49 号 令和 7 年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算

議案第 50 号 令和 7 年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

議案第 53 号 権利の放棄について

午前10時00分 開会

○志子田委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、感染症予防の観点から、発言の際にマスクを外していただかなくても差し支えありません。また、北側委員会室の扉を開放するなどの感染対策を行いますので、ご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、服装はクールビズで結構です。

本日の審査の議題は、議案第47号「令和7年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第48号「令和7年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」、議案第49号「令和7年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」、議案第50号「令和7年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」、議案第53号「権利の放棄について」の5件であります。

これより議事に入ります。

議案第47号ないし第50号及び第53号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

民生常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、令和7年度塩竈市一般会計補正予算など計5か件でございます。各号議案につきましては、この後それぞれ担当課長からご説明いたしますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○志子田委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 それでは、市民課から、議案第47号「令和7年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、市民課に係る補正予算について、ご説明いたします。

初めに、議案資料において事業の説明をさせていただきます。

資料No.21の18ページをご覧ください。

町内会等コミュニティ強化支援（安心・安全な地域の構築）事業についてでございます。

まず、1の概要ですが、安心・安全な地域の構築を図るため、物価高騰の影響を受ける市内町内会等の活動に対して、費用負担を軽減するための助成金を交付するものです。

2の事業内容については、（1）地域住民の交流に係る事業など、7項目について、町内会で行う事業に係る経費に対して、助成金を交付するものです。

また、3の助成金額は、1町内会等につき10万円を上限としております。

4の交付対象は、市内町内会等166団体を対象としております。

次に、5の事業費及び財源内訳ですが、事業費は1,669万2,000円で、財源内訳は、1,502万3,000円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を、残りの166万9,000円は、ミナト塩竈まちづくり基金繰入金を充当する予定としております。

最後に、6の今後の予定ですが、本定例会において補正予算をお認めいただきました後は、10月以降に町内会等に事業内容の周知を行いました後、順次申請を受付いたしまして、審査、そして、事業の実施、交付決定を行いましたして事業を実施していただき、助成金の交付を行ってまいりたいと考えています。

続きまして、予算の内訳について、ご説明しますので、資料No.19の8ページ、9ページをご覧いただければと思います。

先に歳出予算からご説明いたします。

第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費第10節需用費、消耗品費として8万7,000円を、第11節役務費、通信運搬費として5万5,000円を、第18節の負担金補助及び交付金として1,660万円を増額補正するものです。これは、事業内訳にあります町内会等コミュニティ強化支援（安心・安全な地域の構築）事業の経費として計上するものでございます。

次に、歳入予算について、同じ資料の6ページ、7ページをご覧いただければと思います。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金第1節総務管理費国庫補助金の4,930万9,000円のうち1,502万3,000円を物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として計上するものです。

次に、第19款繰入金第1項基金繰入金第4目ミナト塩竈まちづくり基金繰入金第1節ミナト塩竈まちづくり基金繰入金の547万9,000円のうち、166万9,000円を計上しております。

市民課からの説明は、以上となります。よろしくご審査について、お願い申し上げます。

○志子田委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 それでは、高齢福祉課から、議案第47号「令和7年度塩竈市一般会計補正予算」高齢者世帯生活支援事業について、ご説明申し上げます。

資料No.21の第3回市議会定例会議案資料の20ページをお開きください。

1の概要でございますが、食料品価格等の物価高騰に伴う高齢者世帯への生活支援として、ギフトカードの配布を行おうとするものでございます。

2の事業内容です。

対象世帯は、令和7年11月1日時点で75歳以上の高齢者世帯、対象見込み数は、4,700世帯でございます。内容としまして、1世帯当たり5,000円分のギフトカードの配布を想定しております。

3の事業費及び財源内訳についてです。

事業費として2,732万円、財源内訳は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,458万8,000円、その他として、ミナト塩竈まちづくり基金繰入金として273万2,000円、事業費内訳としましては、需用費等で382万円、扶助費、こちら、ギフトカード代として2,350万円でございます。

4の今後の予定でございますが、補正予算をお認めいただきましたら、令和7年10月から購入、契約等の各種事務手続、11月には広報しおがま等での周知、準備が整いましたらギフトカードを発送する予定でございます。

続きまして、資料No.19、令和7年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書の10ページ、11ページをお開きください。

歳出からご説明させていただきます。

第3款民生費第1項社会福祉費第3目老人福祉費、補正額に2,732万円、こちら、事務関係経費として第10節需用費は、消耗品費8万9,000円、第11節役務費は、送付費用として322万4,000円、第12節委託料は、送付物の作成、梱包等で50万7,000円、そして、高齢者世帯生活支援事業のギフトカード費用として、第19節扶助費2,350万円でございます。

次に、歳入でございます。

同じ資料、6、7ページをお開き願います。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金第1節総務管理費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,930万9,000円のうち、2,458万8,000円でございます。

次に、第19款繰入金第1項基金繰入金第4目ミナト塩竈まちづくり基金繰入金547万9,000円のうち、高齢者世帯生活支援事業として273万2,000円でございます。

高齢福祉課からの説明は、以上となります。よろしく申し上げます。

○志子田委員長 畑中子ども未来課長。

○畑中福祉子ども未来部子ども未来課長 それでは、子ども未来課から、議案第47号「令和7年度塩竈市一般会計補正予算」ひとり親世帯等おこめ配布事業について、ご説明させていただきます。

ます。

資料No.21、第3回市議会定例会議案資料の19ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1の概要でございます。

食料品価格等の物価高騰に直面する低所得のひとり親世帯等に対し、生活支援として米の現物配布を行おうとするものでございます。

2の事業内容です。

対象世帯は、令和7年11月分の児童扶養手当の支給を受ける者、対象見込数としましては、420世帯となります。

内容といたしまして、1世帯当たりお米5キログラムの現物配布とさせていただいております。

3の事業費及び財源内訳についてです。

事業費として254万6,000円、財源内訳は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金229万1,000円、その他といたしまして、ミナト塩竈まちづくり基金繰入金25万5,000円、下段の事業費の内訳といたしましては、お米の購入費で226万8,000円、事務費といたしまして27万8,000円でございます。

続きまして、今後の予定でございます。

補正予算をお認めいただきましたら、令和7年10月中旬に購入契約や配布場所等の各種事務手続きを行い、11月には対象者へ引換券を発送、12月初旬から配布を開始してまいりたいと考えてございます。

続きまして、資料No.19、令和7年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書の10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳出からご説明をさせていただきます。

第3款民生費第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費、補正額に254万6,000円、事務関係経費及びお米の購入費といたしまして、第10節需用費に230万2,000円、引換券の送付費用といたしまして第11節に役務費24万4,000円を計上させていただいております。

続きまして、歳入でございます。

恐れ入りますが、同じ資料の6、7ページをお開きいただければと思います。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金第1節総務管理費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,930万9,000円のうち、229万1,000円ござい

ます。

次に、第19款繰入金第1項基金繰入金第4目ミナト塩竈まちづくり基金繰入金547万9,000円のうち、ひとり親世帯等おこめ配布事業といたしまして25万5,000円でございます。

子ども未来課からの説明は、以上となります。よろしくお願ひいたします。

○志子田委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 議案第48号「令和7年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」に係る子ども・子育て支援金制度に関するシステム改修及び周知広報について、ご説明いたします。

所管が、保険年金課並びに収納課にまたがりますが、関連する内容ですので、一括してご説明をいたします。

初めに、事業内容をご説明いたします。

資料No.21、第3回市議会定例会議案資料の29ページをお開きください。

子ども・子育て支援金制度に関するシステム改修等について、ご説明いたします。

1の概要でございます。

この補正予算は、「こども未来戦略」及び「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」に基づき、令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度の施行に向けて必要となる対応を行うものです。

2の事業内容ですが、2点ございます。

(1)といたしまして、国民健康保険の電算システムの改修を行います。新たに電算システムに加えるものとして、子ども・子育て支援金に関わる賦課項目や計算及び収納機能を備えるほか、料率算定に用いる基礎データの整理、算出を行います。

(2)といたしまして、子ども・子育て支援金制度に関するリーフレットの作成等、周知広報の予算を計上しております。

3の事業費及び財源内訳ですが、(1)国民健康保険事業特別会計の欄をご覧ください。

事業費は、574万2,000円で、財源は、国の子ども・子育て支援事業費補助金を充当いたします。

なお、(2)の後期高齢者医療事業特別会計については、後ほどご説明いたします。

4の今後の予定でございますが、予算をお認めいただいた場合には、令和7年10月にシステム改修に係る契約手続、令和8年3月に市内全世帯にリーフレットによる広報を配布し、運用

に向けた事務を進めてまいります。

次に、本件に係る予算科目について、ご説明をいたします。

資料№.19、令和7年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書の24、25ページをお開きください。

総括でございますが、歳入歳出それぞれ補正額の欄に記載のとおり、574万2,000円を追加し、補正後の予算額を60億5,624万2,000円とするものです。

歳出からご説明します。

同じ資料の28、29ページをお開きください。

第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費に、補正額152万9,000円を事務事業費として計上しております。

同じく、第1款総務費の第2項徴税费第1目賦課徴収費に、補正額421万3,000円を電算システム改修費として計上しております。この財源となる歳入については、同じ資料の26、27ページをお開きください。

第3款国庫支出金第1項国庫補助金第2目子ども・子育て支援事業費補助金に、574万2,000円を計上しております。

以上が、議案第48号「令和7年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」の説明となります。ご審査よろしく願いいたします。

○志子田委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 それでは、高齢福祉課から、議案第49号「令和7年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」について、ご説明申し上げます。

資料№.19、令和7年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書の34、35ページをお開きください。

1の総括表です。

歳入歳出それぞれに229万5,000円を加え、補正後の額を58億9,909万5,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明いたします。

同じ資料の38、39ページをお開きください。

第7款諸支出金第1項償還金及び加算金第2目国庫支出金等返還金でございます。

説明欄記載のとおり、国庫補助金等精算還付金として229万5,000円を追加するものでござい

ます。こちらについては、40歳から64歳までのいわゆる第2号被保険者分として、社会保険診療報酬支払基金から概算交付されております地域支援事業支援交付金を令和6年度分の額の確定により、精算するために行うものでございます。当該交付金の受入超過分に係る返還分を計上しております。当該支払基金からの額の確定が、毎年8月ですので、例年9月定例会におきまして、同様の精算に係る補正を行っております。

次に、歳入でございます。

恐れ入りますが、36ページ、37ページをお開き願います。

第7款繰入金第2項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金からの繰入金として、歳出と同額の229万5,000円を追加するものでございます。歳出予算に計上しました返還金の原資として、財政調整基金から繰り入れるものでございます。

議案第49号の説明は、以上となります。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○志子田委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 議案第50号「令和7年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」について、ご説明いたします。

この補正予算は、令和8年度から賦課徴収を開始する子ども・子育て支援金制度の後期高齢者医療の保険料の収納に係るシステム改修経費を計上するとともに、前年度、令和6年度の保険料の繰越分について、計上するものです。

初めに、資料No.21、第3回市議会定例会議案資料の29ページをお開きください。

先ほど国民健康保険の特別会計補正予算議案資料としてもご説明いたしましたが、子ども・子育て支援金に関わる収納機能を後期高齢者医療の電算システムに追加するものとして、予算計上しております。

3の事業費及び財源内訳ですが、(2)後期高齢者医療事業特別会計の欄をご覧ください。

事業費は247万5,000円で、財源は、国の子ども・子育て支援事業費補助金を充当いたします。

資料No.19、令和7年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書の42ページ、43ページをお開きください。

総括でございますが、歳入歳出それぞれ補正額の欄に記載のとおり、1,362万6,000円を追加し、補正後の予算額を9億6,292万6,000円とするものです。

歳出からご説明いたします。

同じ資料の46ページ、47ページをお開きください。

第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費に、補正額247万5,000円を電算システム改修費として計上しております。この財源となる歳入については、同じ資料の44、45ページをお開きください。

第7款国庫補助金第1項国庫補助金第1目国庫補助金247万5,000円を計上し、電算システム改修費の財源としております。

ページ変わりました、同じ資料の48、49ページをお開きください。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金第1目後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、説明欄に記載のとおり、後期高齢者医療広域連合納付金として750万6,000円を追加するものです。これは、前年度からの繰越金のうち、広域連合に納付すべき金額を計上しております。言わば先ほどの子ども・子育て支援金とは別物でございます。

続いて、50ページ、51ページをお開きください。

第3款諸支出金第1項償還金及び還付加算金第1目保険料還付金でございますが、説明欄に記載のとおり、過誤納還付金及び還付加算金として364万5,000円を追加するものです。こちらは、前年度からの繰越金のうち、令和6年度決算時点における還付未済額を被保険者、加入者の方々に還付をするため計上するものでございます。この広域連合納付金及び保険料還付金に充当される歳入をご説明します。

同じ資料の44、45ページをお開きください。

第5款繰越金第1項繰越金第1目繰越金に1,115万1,000円を追加しておりますが、こちらは、令和6年度決算の収支差額分を計上しており、今ほど申し上げた広域連合納付金750万6,000円と還付未済額364万5,000円に充当するものです。

議案第50号「令和7年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」についての説明は、以上でございます。ご審査のほど、よろしく願いいたします。

○志子田委員長 渡辺市立病院業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長 それでは、市立病院から、議案第53号「権利の放棄について」ご説明いたします。

初めに、資料No.5、令和7年第3回塩竈市議会定例会議案の10ページをご覧ください。

今回病院事業に係る介護サービス利用料における債権の権利を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるという議案になっております。

次に、議案資料でご説明いたしますので、資料No.21の第3回市議会定例会議案資料32ページをご覧ください。

1の概要ですが、塩竈市立病院の介護サービス利用料において、消滅時効が完成している債権について、今回権利の放棄をしようとするものであります。

3の権利の放棄の内容ですが、(2)の債権額が13万2,047円、(3)の債務者数は8人、(4)の債権件数は36件、(5)の放棄の理由につきましては、滞納が発生した後、督促や催告、分納誓約書の取交わしなどを実施してまいりましたが、返済されず、未回収のまま時効期間が経過し、消滅時効が完成したことから、今回権利を放棄するものであります。

(6)の時効期間であります。介護サービス利用料につきましては、10年となっております。

(7)の債権の管理状況であります。未納が確認された後、台帳を管理し、その後、督促状を送付後でも納付がない場合、訪問徴収を実施し、滞納者に応じて分納誓約書を取り付け、それでもなお未納である場合、所在調査等を実施し、必要に応じて法律事務所に委託を行ってきております。

4の債権の内容ですが、平成26年度の債権で36件、総額13万2,047円となっております。

5の今後の予定ですが、議案をお認めいただいた後、債権放棄の処分を行ってまいります。

議案第53号「権利の放棄について」は、以上でございます。ご審査のほど、よろしく願いいたします。

○志子田委員長 これより質疑を行います。

委員各位のご発言をお願いいたします。なお、質疑の際には、資料番号、該当項等をお示しの上、ご発言くださいますようお願いいたします。鈴木新一委員。

○鈴木(新)委員 おはようございます。よろしく申し上げます。

まず、議案第47号、資料No.18ページです。

町内会等コミュニティ強化支援ということでもあります。安心・安全な地域の構築を図るため、物価高騰の影響を受ける市内町内会等、費用負担をするということで、3年前からコロナ禍で国から、翌年は市から、去年は市からですか、地域コミュニティの形成に資する用品を頂いた経過がございました。非常に評判がよかったのですが、去年ちょっと娯楽用品で、あら、ちょっと物足りないなという意見がかなり多かったのは、間違いないんですが、今回こういことが、国から来ていただきまして、非常にありがたいなと感謝を申し上げたいと思います。これ

について、質疑させていただきたいと思います。

今後の予定で、10月から事業内容を周知して申請受付すると。そして、それを出して7項目の中から選びながらということなんですが、商品なりなんなりを買って、領収書を添付して再度申請をし直してからの交付時期というのは、いつ頃ぐらい、一、二か月後ぐらいになるんでしょうか。確認したいんですけれども。

○志子田委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 町内会等コミュニティ強化支援事業についてのご質疑をいただきまして、申請から交付決定、そして、この助成金の交付までの流れ、手続等の流れというご質疑かと思います。

実際申請を受付しまして、決定通知を送りますけれども、そして、実績報告書を提出していただいた後にその確認等をさせていただいて、1か月半程度後に助成金を交付したいということを考えております。

以上になります。

○志子田委員長 鈴木新一委員。

○鈴木（新）委員 ありがとうございます。

以前も何かそんな感じで振り込まれた記憶がございます。念のために確認ということをごさせていただきました。

次に、何回か定例会でもお聞きしたんですが、アンケートを取ったときに、町内会で鉄のごみ籠が非常に人気があるのと同時に、どうしてもごみ籠の製造会社なり販売会社なり、カタログ等、価格などなど、非常に分かりにくい状況であります。特に大きい町内会なんかでは、インターネットで買いましたと。大小いろいろあるんですが、高いところで25万円ぐらいもしたとかという。我が町内会では、10万円ちょっとぐらいで買ったんですけれども、翌年からもう十二、三万円。今ちょっと聞いてみたら十五、六万円か20万円ぐらいの相場ということまで出てきています。

改めてお聞きしますけれども、そういうカタログを作っていたというのは聞きましたけれども、当局としては、そういうものが存在してあるものなのか、連携プレーができるか、お聞きしたいと思います。

○志子田委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 当時カタログ等のご紹介をしながら、購入をしていただいた

り、あとは、準備していただいたということかと思えます。

こちらからは、そういうホームセンターでこういうものがありますというご紹介、あとは、以前購入した町内会等もごございますので、そういったところがどういうところから購入したのか、あとは、市内のそういう製造する会社、そういったところもあるかと思えますので、そういった情報をほかの町内会からもいただきながらご紹介するというのも可能なのかなと思っています。

カタログというものは、今のところは用意はしていないんですけれども、そういったところで、よろしく願いいたします。

○志子田委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 お答えありがとうございます。

あれから数年もたっていますので、ちょっといささか遅過ぎるかなという感じも否めないと思いますので、申し訳ないですけれども、急ぎながら、当局で分からないことは、町内会なり、例えば、我々議員なり、例えば、企業なりにお聞きすることが可能で、スピーディーにレスポンスはできると思いますので、改めて、なぜ言いたいかというと、ほとんどの町内会の会長は、高齢でございます。80歳以上の方、そういう方もおられるもので、全く分からないですと言われるのが現状でございますので、これは、親切丁寧にその辺はスピーディーに動いたほうが、非常に町内会、もしくは市民サービスにつながるのではないかと思います。重ねてよろしく願い申し上げます。

この問題の最後ですけれども、やっぱり様々な地域によって、玉川小学校の前が非常に道路が狭くて、網かけだけのところがいまだにあります。ですから、この辺もちょっと衛生上の問題、道路を走っていて、カラスがばんばんごみを散乱したりすることもあるので、狭小地用の何か一つアイデアを出してもらって利便性のいいものを大中小とそろえるような、レスポンスのいいものを何とか頑張ってお願ひしたいなと思いますが、改めてそこだけお聞きしたいと思います。

○志子田委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 ごみの集積所、塩竈市の狭隘道路という地域事情もあったり、いろいろ地域性もあるかと思えます。そういったものに合わせられるような形上のものであったりそういうところを、担当は環境課になるかと思えますので、環境課とも情報を共有しながら、そういった町内会、環境課、そして、市民課と相談協議しながら、町内会が環境整備できるよ

うと一緒に考えたいと思っております。

以上になります。

○志子田委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 ありがとうございます。ぜひよろしくお申し上げます。

次に進むので、変えます。

資料No.21の19ページ、ひとり親世帯等おこめ配布事業についてという、これも非常にありがたいお話で、若干遅めな感じもします。近隣でももう利府町なんかでも明らかに早めに配っております。

そんな中で、低所得のひとり親世帯に生活支援ということで現物配布をしましょう、非常にいいことなんです、対象者は420世帯、この枠だけでというと、何かもうちょっと考慮、対象者を考えてはいかがなのかなということが、例外的にちょっと考えまして、例えばですから、戸籍上では両親がいるんですが、実際は別居状態で収入もなく、1年以上、2年も3年もというご家庭もおられるかもしれません。

ですから、申請時期に証明書を提出するだとか、何かそういうものも附帯してあればなとか、あとは、ご結婚されて、戸籍上は2人両親となっても、父親が、様々な理由で働けない状態にある。それも1年から2年以上で収入が非常に低いとかという場合に、規制緩和じゃないですけども、枠組みを少し柔軟くしてもいいのかなという思いもあるんですが、ちょっとスピーディーな面も必要ですから、なかなか大変なことがあるんでしょうけれども、私としては、基本的に枠を少し緩和していただきたいかなという思いもあって、お聞きしたいと思います。

○志子田委員長 畑中子ども未来課長。

○畑中福祉子ども未来部子ども未来課長 ひとり親世帯等おこめ配布事業について、ご質問をいただきました。

今回児童扶養手当受給世帯を対象としたという状況でございますが、まずもってこの理由といたしましては、国の今回の交付金の事業推奨メニューというものがございまして、その中に低所得の世帯を対象とした食料品価格等の物価高騰に対する負担軽減が挙げられているということで、あわせまして、限られた財源の中で、市全体の優先度等と総合的に判断をさせていただいて、今回児童扶養手当の受給世帯とさせていただいた状況でございます。

特例的なものということで、親が疾病であったりとかということもお話しいただいたんで

すが、児童扶養手当の制度の中で、一定程度そういったものも認められているという部分もございまして、そういったところに対応させていただければと考えてございます。

以上でございます。

○志子田委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 分かりました。できるだけということで、私も思って申し上げております。

次に、資料No.21の20ページ、高齢者世帯生活支援事業について、お伺いいたします。

概要としては、食料品価格の物価高騰ということで高齢者世帯の皆さんの生活支援のためにギフトカードということがありました。これもすばらしいことなんです。対象者が4,700世帯、75歳以上という。先ほどお米配布のほうは420世帯ですから10倍以上という計算で、同じ土俵に上げていいか悪いかは別としてですけども、もちろん事業内容の財源も違うところにありますから。ただ、やっぱりこれだけ高齢者の方が多いのかなという気は、非常にしておりました。

財源として国から2,291万円、市から255万円、ミナト塩竈まちづくり基金繰入れということでもあります。ギフトカードで5,000円の4,700世帯、発送費用382万円というかなり高額な金額が発送にかかっているなという気がします。この財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が主体です。ひとり親世帯、先ほど出ています420世帯に対して限定であるなら、高齢者が4,700世帯もあるということをやっとかいま見た場合に、昨年からのかな、塩竈市が高齢者の祝い金の対象を限定にしました。米寿と喜寿かな。どちらか2つぐらいにしたと思います。かなり絞った予算配分になってきたと思います。この事業というのは、多分国からの物価高騰という限定なんだろうが、1年限りの交付金でしょうか。確認します。

○志子田委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 今回使わせていただいているこの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、今年度使うことということになっております。

○志子田委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 分かりました。1年限り、1回限りということなんですよ。

ちょっとだけ頭をひねって考えたんですが、このギフトカードの発送費等ですが、町内会へ会長様宛てとかに発送して、名簿を確認できるようにして、町内会に配布事業を委託するとか、そういうアイデアではないのかな。金品管理ですので、不正とか、紛失のないような管理条件の下で厳重に管理するということがもちろん前提ですが、市内166町内会、仮に2万円の委託

料で332万円、市の予算は382万円という、50万円ほど乖離はあって、その消耗品というのは、どのぐらいか分かりませんが、仮にこの2万円であっても、先ほど10万円、町内コミュニティで頂いたプラス2万円ということで、加算される計算にはなると思います。これは、道義的に無理か無理ではないか分かりませんが、そういう発想で財源が使えるのであれば、町内会に少々でも補填が利いたり、いろいろなものの購入が、またプラスアルファになるのかなと思ったりしたもので、そういう発想の転換というか、考えはないのかお伺いしたいと思います。

○志子田委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 今回委員がおっしゃるとおり、金品ということもございます。また、短期間で着実な配布ということもございまして、そういったことも考慮しながら、今回は、発送する形で考えております。

○志子田委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 ありがとうございます。

いずれにしても、そういういろいろなものを委託したり考え方を変えれば、いろいろなものの補填に利くんじゃないかなと思って、様々に意見を聴取しながらやっていただくと、スリム化なり効率化なりが進むような気がしますので、どうぞよろしくお願いします。

私から、以上です。

○志子田委員長 ほかにございますか。菅原委員。

○菅原委員 それでは、私から何点か質疑させていただきますので、よろしくお願いします。

まず、資料ページですけれども、18ページの町内会等コミュニティ強化支援事業について、お伺いさせていただきたいと思います。

現状は、昔からのコミュニティという場が、どんどん減っていているというのが、今各町内会でも見られておるわけですけれども、コロナ禍もあって、いろいろなイベントも大分減っているということは、確かな部分だと思います。

そこで、今回先ほど委員の方にも説明があったように、昨年、一昨年も含めて、町内会に、物価高騰ではないんですけれども、新型コロナの部分で支援をしたということです。

ここで、質疑でお伺いしたいんですけれども、今回多分3回目ぐらいだと思います。内容については、前回とほぼ同じなのか、今回までにこのコミュニティ事業の物価高騰ですけれども、何回目になるのか、その辺、確認させてください。

○志子田委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 町内会等コミュニティ強化支援事業のご質疑をいただきまして、令和4年度、令和5年度2回過去に行っております。令和4年度につきましては、その目的が、新型コロナウイルス感染症による活動自粛から、新しい生活様式に基づいて新型コロナに負けない地域コミュニティづくりを行うことに対して支援を行ってまいりました。

令和5年度については、コロナ禍から続く原油価格高騰に伴ういろいろな負担に対する軽減を行い、地域コミュニティの活性化をするという、活性化をするための支援という目的です。

今回に関しましては、物価高騰の影響を受けているというところで、いろいろなところでそういったものの影響がある中で、安心・安全な地域をつくっていただくというところに対する事業になります。

ただし、資料にあります2の事業内容、7項目挙げておりますが、令和4年度の新型コロナウイルス感染のときは、ここにもう一つ項目がありまして、新型コロナウイルス感染予防に対するものという項目があったんですが、今回はそれが省かれておりまして、項目的には同じものとはなっております。

以上になります。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

事業内容も、これを見ますと、本当にほとんど町内会にとっては、いろんなイベント等も含めて、いろんな事業もやっているわけですが、多分ほとんどやはりここに当てはまるのかなという部分があると思います。

いろんな町内会、大小あると思いますが、様々な形で検討しながら、町内会の活性化のために行っていると思います。前回では、令和5年度でもいいし、令和4年度でも結構なんですけれども、今回が166団体ということで、令和5年度では、どのぐらい申請があったのか、その辺、確認させてください。

○志子田委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 令和5年度に関しましては、90の町内会からの申請となっております。ちなみに令和4年度は126団体、6町内会となっております。

以上になります。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 そうしますと、やはり90団体ということでいくと、半分ぐらいが手を挙げて、多分

申請されたと思いますけれども、こんな使いやすい支援というのは、多分ないと思います。それに上限としては10万円までは使えますよという形なんですけれども、なぜ前回90団体までに落ちたのか、120団体から90団体ぐらいに落ちたのかという、その原因というのは、把握されているんですか。

○志子田委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 令和4年と令和5年の比較になるんですけれども、まず時期の違いと申請受付の長さの違いがありました。令和4年度については、7月から9月の前半期で2か月程度で受付をしたということになりますが、令和5年度については、9月補正で予算を計上していたという関係で、申請の受付を11月から12月までということで、後半部分で、令和4年度に比較すると少し短い申請期間となっていたという事情がありますので、そういったところが要因になっているかと思います。

以上になります。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 せっかく国からの物価高騰に対する支援事業をここに充てるわけなので、皆さん、町内会では、様々な、多分使う使わないはあるとは思いますが、ぜひとも、みんな町内会で使っていただけるような体制を、情報提供というんですか、そういった理由も確認しながら、予定なんかも見ますと、開始から今回1か月半と先ほど出ましたけれども、もっと期間というのは、長ければ長いほどいいというわけではありませんが、皆さんが、こちらから、行政から、町内会に情報提供しながら、多分広報紙とか、SNSでも発信されるとは思いますが、皆さんが使えるようなコミュニティー事業をしていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、19ページのひとり親世帯等おこめ配布事業なんですけれども、これは、この物価高騰で、毎日のようにテレビでも流れています。私たちは、農協なんかで買いに行くんですけれども、いまだにやはり米の価格が高騰しているということで、本当に少しでもそういった独り親世帯なんかですと、もう助かるし、本当にお子さんですと、主食が、もうお米ということで、食材としてはなくてはならない食材です。今私も調べたんですけれども、ブレンド米で大体3,000円ちょっとなんですよね。銘柄米ですともっと高い。新米は、まだ今出ていませんので、そういった部分で確認させていただきたいんですけれども、今回米ということで、児童扶養手当を受ける者となっていますけれども、この児童扶養手当世帯で受給されるというのは、あく

まで1世帯に限られているのでしょうか。確認させてください。

○志子田委員長 畑中子ども未来課長。

○畑中福祉子ども未来部子ども未来課長 今回の対象者につきまして、世帯なのかどうかということでのご質疑をいただいております。

今回の事業につきましては、児童扶養手当を受給する世帯ということで、対象の児童の方がお二人いらっしゃっても1世帯ごとということで設計をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 児童手当という、やはり2人、3人でも支給される価格は、違う部分がありますので、その辺も加味して、もうちょっともう少し増やしてもいいのかなという部分が私の思いだったんですけれども、そういった部分で確認させていただきました。

現物支給ということで、引換場所もここに書いてありますけれども、交換する場所、これは、どういった方法でこの配布方法になっているのか。ここにプライバシーというのはあるんですけれども、引換券を渡すわけですから、意外とプライバシーには、あんまりならないのかなと思います。その辺の配布方法というのは、もう一度確認させてください。

○志子田委員長 畑中子ども未来課長。

○畑中福祉子ども未来部子ども未来課長 今回の事業の進め方というところ、配布の方法ということでご質疑をいただいております。

まず、今回の事業につきましては、対象となる世帯に引換券を郵送させていただきます。その引換券をお持ちいただいて、期間を定めた上で、引換場所に来ていただくというところを考えているところでございます。

このお米配布の部分で、実は近隣でも行ったケースがございまして、その際に、かなりの長蛇の列ができていたところも実際私も見させていただいているところでございました。今回手当を受けられているという方が対象になってございますので、その辺を配慮した形で行ってまいりたいと考えてございます。

あわせまして、今回児童扶養手当の受給世帯というところになりますので、働きながら子育てをされている世帯というところも多くなっております。そういったところへの配慮等々を検討しながら、配布場所を設置してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。プライバシーとか、いろいろな部分で考えられているということでございます。

しかしながら、やはりこの現物、もうほとんど新米がこれから出てくると思いますので、本当にスピード感を持って、ぜひやっていただきたいと思います。

次に、高齢者世帯生活支援事業の20ページ、説明していただきましたけれども、今回75歳以上の方ということでギフトカードを支援するという事なんですけれども、もう75歳という、やはり今家族で介護されている方も大勢います。また、寝たきりで家からなかなか出られないという方もたくさんおるわけです。今回物価高騰で、ギフトカードという形を選択されたわけでございますけれども、このギフトカードの使い方というのは、どういったギフトカードなのか、その辺、確認させてください。

○志子田委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 ギフトカードの利用の仕方ということでございますが、こちら、食料品はもちろんながら、日用品なども購入できるような、広く使い勝手のいいものを検討しているところでございます。

以上でございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 このギフトカードというのは、たくさんいろんな種類があると思います。一般的などこでも使えるようなギフトカードだとは思いますが、そういったものなのか、それとも、独自の塩竈市のギフトカードがあるのか、ちょっと分かりませんが、そういったものか、どういった中身のギフトカードなのか、そこも教えてください。

○志子田委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 ギフトカードについて、既成のものというか、今現在流通しているものを考慮しておりまして、こちらについては、広く様々な店舗で使えるもの、種類も何種類かあるんですけれども、やはり利用される店舗数とか、そういったところが多いもの、そういったものを検討しているところです。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

家族の方も使うと思いますので、また、近場の商店街とか、スーパーマーケットなどでも使える可能性がということだと思いますけれども、ぜひとも使いやすいギフトカードをお願いしたいと思います。

この配送のことも事業内容の内訳で書いてありました。事業の配送費用として382万円ということを書いてありましたけれども、私、計算したら、大体1世帯当たり812円なんです。ギフトカードを多分委託されて配送するんですけども、これだけの金額ということですが、もう少し安くできなかったのかというのを確認させてください。

○志子田委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 こちら、どうしても金品ですので、通常の封筒で送るといってもいけないものですから、通常のそういった形で受け取りの確認できる形で発送する形式を取りたいと思っております。

また、どうしても世帯の方で移動されている方とかも高齢の方で一定程度いるかということとを考慮して、その部分も予算化して掲載しておりますので、そのような金額になっているところがございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

ここで最後なんですけれども、各種手続というのがあります。これは、高齢者の方、75歳の高齢者世帯に4,700世帯に全てそのまま送ってしまうのか、それとも確認しながら、多分今住んでいる人、住んでいない人がいるかも分からないんですけども、その辺の確認方法というのは、どのようにされますか。

○志子田委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 こちらについては、できる限り早期に支援したいということで、まず、発送させていただいて、先ほどお話ししたとおり、再送とか、そういったものについては、戻ってきたものについて、また別途対応すると考えております。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

29ページを確認させてください。

子ども・子育て支援金制度で、今回はシステム改修という形で取り組んでおりますけれども、やはり国の未来戦略として、令和5年の12月に決定されて改正になるわけでございます。以前

総括質疑でも確認していたとは思いますが、これは、保険料にプラスされているということで、1人当たりの平均の月額、どのぐらいになるのか、その辺、再度確認させてください。

○志子田委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 子ども・子育て支援金制度、健康保険料に上乗せされます。お一人当たり平均の額でございますが、国から示されております。月額で申し上げます。国民健康保険の場合は、令和8年度にお一人当たり250円、令和9年度に300円、令和10年度に400円でございます。後期高齢者医療でございますが、令和8年度お一人当たり月200円、令和9年度250円、令和10年度350円でございます。

会社員、サラリーマンの方々とか、被用者保険ですが、令和8年度が300円、令和9年度400円、令和10年度500円の数字が、国から示されている試算額でございます。

以上です。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

これは、総括質疑で多分おっしゃっていたとおりなんですけれども、やはりこの支援金制度の上乗せ分だけが今独り歩きしているような感じがちょっと見受けられます。これは、もう本当に負担という形では間違いないんですけども、しかしながら、その負担が、支援金としてどういった使い道に使われるのかというのも、その辺、確認させてください。

○志子田委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 この支援金の使い道ですが、法律で法令で規定になっております。具体的に申し上げます。大きく、大きくといいますか6つございます。

1点目、児童手当の拡充。こちらは、さきにて、令和6年の10月から拡充がなされております。内容としては、中学生までの支給だったのが高校生まで拡大された。もう一つは、金額、多子世帯、3人以上お子さんがいる世帯が増えたという内容でございます。

2点目、妊婦のための支援給付でございます。妊娠のときに5万円、出産のときに5万円、合わせて10万円、妊婦のための支援給付金、現金給付でございます。

3点目、こども誰でも通園制度の経費に充てられます。こちらは、現金給付ではなくてサービスの給付、現物給付ということになります。

4点目、出生後休業支援給付。何かといいますと、両親ともに育児休業を取った場合の給付

でございます、事業主体は、ハローワーク、労働局になります。

5つ目、育児時短就業給付。育児のために働く時間を短くした場合の減収分といいますか、賃金の10%が支給されるという内容だそうです。こちらもハローワーク、労働局が管轄しております。

最後に、国民年金被保険者の保険料免除。フリーランスの方々の年金保険料、フリーランスの方々が、出産して、その間働けないというときに、保険料の免除に充てるという部分でございます。年金機構が担当する業務でございます。

以上でございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

ですから、先ほど私も言ったとおり、やはり導入されるということは、間違いないわけです。閣議決定されたわけですから、支援金は、先ほど言ったように、250円、300円、400円ということで年々若干上がってくるということで、しかしながら、これだけこういうものに使っていくんですよという形で、やはり市民の方が、なかなか分かりづらいというのが、今ちょっと現状のかなという部分があります。

そこで、周知方法ということで、(2)番目にあります子ども・子育て支援金制度の、まずリーフレットの作成ということで、このリーフレットの作成が、本当に重要に多分私はなると思いますけれども、どのようなリーフレットを考えているのか、簡単でいいです。

○志子田委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 リーフレットの作成についてでございます。

こちら、後ほど国からモデル的なものが示されますが、今担当として考えている部分としましては、まず、我々市は、国民健康保険や後期高齢者医療の方々に幾らになりますよという通知を差し上げなければなりません。幾ら上乘せになりますよというところ、そこは、当然しっかりとやるということ。

もう一点が、こちら、国民健康保険や後期高齢者医療の方だけではない。サラリーマンの方も対象になっているということが、ポイントです。言わば、今塩竈市の人口5万1,000人。そのうち国民健康保険が9,500人、後期高齢者医療の方が1万人、残りの3万人ちょいの人数の方々が被用者保険、サラリーマン、健康保険組合や協会けんぽの保険になっている。当然それは、そちらの方々については、それぞれの保険者がやるわけなんです、ただいま菅原委員か

らおっしゃっていただいたように、サービス、給付、負担だけじゃなくて、こういった給付に充てるんですよというものは、これは、しっかりとお伝えしなければならないと考えております。

よって、決して保険料が幾ら上がりますというのは、これは、大事なんです、そして、その分が、こういったサービスに使わせていただきますというところは、しっかりとお伝えしなければならない。そういった分かりやすいリーフレットを作成いたしたいと考えております。

以上です。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

やはり今回市民の方に説明というのに、このリーフレット作成というのがあると思います。ですから、分かりやすい、理解のできるような、簡潔に分かるような説明ができるような工夫をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○志子田委員長 ほかにご発言ございますか。辻畑委員。

○辻畑委員 願ひします。

資料No.21の18ページの町内会等コミュニティ強化支援事業のことで、いろいろ出されましたけれども、これまでの年によって何件の申請とか、説明があつてよかつたです。

それで、まずは、その希望の、今回は7項目が挙げられていますが、それぞれどういふ思いかていいのですが、どういふものを希望されて申請されたか、分かる範囲で教えてください。

○志子田委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 今年度ではなく、これまで申請された内容ということで、ご紹介させていただきます。

令和4年度につきましては、多かつたのが、鈴木新一委員もおっしゃってました環境美化に係る事業、ごみの集積所の設置ですとか、修繕、ごみ集積所のネット、そういったものの購入に充てた町内会が一番多かつたという状況になります。

また、令和5年度に関して一番多かつたのは、環境美化に係る事業、同じようにごみ集積所の整備、改修、そういったところをした町内会が多いという状況でした。

そのほか、令和4年度に関しては、多かつたのが、防犯または防災に係る事業というところで、例えば、LED防犯灯ですとか、それから、発電機、消火器、そういったものを購入して

いるということ。そして、令和5年度に関しても防犯または防災に係る事業について、申請をされている町内会が多いという状況でございました。

以上になります。

○志子田委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。やっぱりこういう環境の面が多いということが、よく分かりました。

それで、年によっては126団体、次は90団体から申請があったという説明がありました。周知をしてしっかりとということではされてきたとは思いますが、逆に本当にいい事業なので、どこの町内会でもできればいいなと思うくらいですが、160くらいの町内会が、申請しなかったという理由で、難しいとか、そういうことがあるのか、それとも、申請していない町内会に一つ一つ、今回申請がなかったけれども、大丈夫なのかという確認を取るといったことはあったでしょうか。

○志子田委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 令和5年度、少し件数が少なかったというところの反省点は、やはり申請をしていただく期間が短かった、それから、今回の後半、年度の後半部分になるんですけども、そういったところでの申請期間だったというところもあります。

そういったところを今年度に関しましては、少しでも長く申請期間を設けられればと思っています。そして、実は、令和4年度に関しましては、申請期間の終わり頃に、勸奨というか、声かけをしまして、出ていないところへの町内会への、声かけ、働きかけをしていたようなんです。令和5年度、期間が短かったんですけども、そういったところがちょっと不足していたのかなという反省もありますので、今年度に関しましては、申請の締切りの1か月前ぐらいにまだ提出がされていない町内会には、個別にお声がけをさせていただきまして、申請を促していくということ。あとは、申請の書類が、なかなか記入が難しいという町内会に関しましては、一緒に記入のお手伝いしながら、できるだけ多くの町内会に提出していただきますよう、努めていきたいと思っております。

以上になります。

○志子田委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。本当に一つ一つ、残り、出していない方には、丁寧な対応をぜひお願いしたいと思います。

それでは、19ページのひとり親世帯等おこめ配布事業について、伺います。

先ほどもありましたけれども、引換場所ということでプライバシーをとということでしたが、これは、訪問しないで、どこかに場所を決めて取りに行くということでもいいんですか。

○志子田委員長 畑中子ども未来課長。

○畑中福祉子ども未来部子ども未来課長 配布場所のご質疑をいただいております。

今回につきましては、市であらかじめ設定をさせていただいた場所に、引換券を持って来ていただくというところを想定しているところでございます。

場所の設定に当たりまして先ほどもご説明をさせていただきましたが、やはり働きながらというところがございますので、昼間の部分であったり、あとは、夕方お仕事が終わってから取りに来られる場合であったり、お休みの日など、そういった部分も検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○志子田委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。そうすれば本当に受け取りやすいということでは、よかったですと思います。

20ページの高齢者世帯生活支援のところ、ギフトカードとありましたけれども、私もあんまり使ったことがないので、これまで何回かやってきた5,000円で1万円買えるよみたいな、市内でもどこのお店でも500円ずつ使えるよとか、そういう高齢の方が利用されるので、幾らでも利用しやすいような形のほうがいいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○志子田委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 ギフトカードについては、基本的に広く流通していて、使いやすいものを想定しておりましたので、特定に限定されるとか、そういったことがなく、日用品、食料品に広く使えるものと考えておりましたので、利用においては、利用しやすいもので考えております。

○志子田委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。使いやすい、ご高齢の方も皆さん、使えるようなものをお願いいたします。

以上で終わりです。

○志子田委員長 ほかにございますか。鈴木悦代委員。

○鈴木（悦）委員 よろしくお願ひします。

私からは、資料No.21の29ページ、子ども・子育て支援金制度に関するシステム改修、議案第48号、第50号に関わるところです。

制度の説明については、概要のところにあります子ども・子育て支援金制度というところで、低所得者軽減措置や国民健康保険における18歳以下の均等割額の全面軽減措置が講じられるとありますが、19歳以上になって、例えば、学生であるとか、働いていない人も対象になるのでしょうか。

○志子田委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 子ども・子育て支援金制度について、軽減の部分でのご質疑を頂戴いたしました。

19歳以上の方、そして、例えば、働いていない、働けない方の場合というところですが、賦課の対象になってまいります。これは、これまでの国民健康保険税の考え方、賦課の仕方と同じになります。といいますのは、所得に応じた所得割、そして、均等割、平等割を賦課させていただきます。

なお、収入の少ない方、所得の少ない方については、その所得に応じた軽減措置、2割軽減、5割軽減、7割軽減が適用されます。

以上でございます。

○志子田委員長 鈴木悦代委員。

○鈴木（悦）委員 分かりました。

それから、子ども・子育て支援金制度が、来年度からスタートして、令和10年まで段階的に保険料が上げられるということで、年間では、平均3,000円から5,000円前後ということになるということです。

それで、保険者や市町村によって生じる負担の差について、その辺は、どうでしょうか。

○志子田委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 保険者、市町村によってというご質疑を頂戴しました。

これは、国民健康保険だけではなくて、後期高齢者医療とか、会社の保険とかも一緒の、含めて全体の負担、割り振りということでよろしかったでしょうか。（「はい」の声あり）

ご説明をいたします。

まず、賦課の仕方でございますが、まず、国で、国全体で幾ら集めなければならないという

数字がございます。そして、それを後期高齢者医療とそれ以外の保険で分けます。それ以外の保険の負担、これは、医療保険の医療保険料の負担総額でまず案分されます。今、医療保険料の負担総額、後期高齢者医療は、国全体の8%です。それ以外の92%が国民健康保険でしたり、サラリーマンの被用者保険が92%でございます。なので、この子ども・子育て支援制度もまず8%後期高齢者医療で負担してください、残り92%が、国民健康保険と被用者保険で負担してくださいと割り振られます。

さらに、この92%が、どのように分けられるかという、今度は、国民健康保険と被用者保険の間で、加入者の数で案分されます。実際には、今、国民健康保険の人数が少なく、被用者保険のほうが人数が多いので、そちらの負担、徴収金としては多くはなるんですが、そういった分け方で分けられてまいります。

さらに、今度は、我々が担当する国民健康保険でございますが、全国の都道府県、そして、市町村において、所得の割合というのは、やっぱり現実違ってまいります。都市部のほうが所得が高かったり、逆に、山間部、田舎のほうでは、所得が低い方が多かったりというところが1つと、人数、所得のシェアと人数のシェアを掛け合わせたもので、それぞれの都道府県や市町村に対して幾ら子ども・子育て支援金分の納期金を納めてというのが割り振られます。これは、国と都道府県で計算して我々に示されることとなります。

そういったところで、我々市町村、国民健康保険の場合は、都道府県から示された幾ら納めてという納付金の金額をまずお預かりして、それを今度は塩竈市の所得でしたり国民健康保険の方の所得でしたり、人数、世帯数、そういったもので割り算をしていって、お一人当たりの所得割合何%です、均等割は何百円ですとか、そういった税率を定める。

ちなみにその税率というのは、条例で定めることになるので、議会の皆様方にご相談することにはなりますが、ご質疑へのご回答としては、そういった形で計算をしていくという流れになってまいります。

以上です。

○志子田委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 分かりました。ありがとうございます。

今までの、先ほどからのお話で、税金が増えるということだけじゃなくて、どんなメリット、給付が拡大するかを示していくことが、大事だというお話がありました。そのとおりだと思います。

なのですが、財源に対して思うところなんですけれども、公的医療保険に上乗せして、全世代で負担を分担するという仕組みになっています。国民みんなで負担するということでは、私たち国民は、税金を払っているわけです。新たな増税そのものではないかと感じるものです。

国民健康保険は、自営業の方とか、高齢者など、収入の低い加入者が多いわけで、税に対する負担の割合は、高くなります。また、先ほどご説明いただいたように、保険者や市町村によって負担に差があり、格差は、あります。

国民健康保険税が、どんどん上がってきた背景には、医療給付に対する公費負担を減らしてきた社会保障を抑制する政策にあるわけです。取り方といいますか、財源確保の上でも、医療保険制度に上乗せするというのは、羊の毛を痛くないように抜くみたいな、そういう例えもあるように、あべこべではないかと感じるものなんです。子育ての拡充というのであれば、公費そのものを公費で拡大していくべきではないかと考えます。

それで、国が決めたものではあります、医療保険に上乗せした賦課が前提となるシステム改修のための議案第48号と第50号には、賛成できません。

以上になります。

○志子田委員長 ほかにご発言ございませんか。伊藤委員。

○伊藤委員 今の子ども・子育て支援金制度に関して、多分委員会では、こうなるんだろうなと思っていたので、考えてきたんです。それは、なぜかという、この子ども・子育て支援金制度は、たしか岸田政権時代に制度が閣議決定されて、その後、要は改正法の中で問題だったのは、このお金の出どころだったんです。それで、与野党いろいろあったんでしょうけれども、結果的にはこういう形になって、今この制度が現れてきたという流れなんだと思いますが、それで、担当課に聞きたいんですけど、これは、市町村として見れば、自治事務なのか、法定受託事務なのか、その辺、確認したいです。

○志子田委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 この事業は、法律による事務処理が義務づけがなされております。

申し訳ございません。国民健康保険の場合と法定受託事務がこれこれだよというのは、実は国民健康保険法の中に列挙がなされております。確認がまだでございました。ただ、法律に事務処理が義務づけられているというところは、間違いございません。申し訳ございません。

以上です。

○志子田委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 そのこのところが、どうも曖昧というか、市町村がこれから困っていく話になってくるんだと思うんだけど、ただ、今回の現年度の補正予算については、あくまでもシステムベンダーに対する制度改正に伴う、要は委託契約事務だよな。これは、どう考えても、法定受託事務として考えるべきなんじゃないかと思うんだけど、その辺のところをお伺いしたい。

○志子田委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 おっしゃるとおり、法定受託事務になると考えられます。

以上です。

○志子田委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 そうなってくると、今後、来年度に、令和8年度に向けては、今度徴収が始まっていくということになるわけですね。そのときには、今、鈴木悦代委員がおっしゃったように、徴収の在り方について、いろんな意見が出てくる。財源の在り方について、いろいろ出てくるのは、これからの話だと僕は見ているわけ。あくまでも今回は、法律にのっとってやりなさいよというんだから、やらなければいけない。拒否できない。法定受託事務の範疇かと僕、今回は思っている。

ただ、次年度になっていって、実際この支援金を集める段階になる。多分保険者である宮城県からこれだけ塩竈市は納めなよみたいな話になって、その総額を今度は国民健康保険加入者、被保険者に対する割合でいろいろ案分しながら算定していって、上乘せして請求という形になるんだと思います。その段階になったらもうちょっと議論が様々出てくる可能性はあるんだけど、ただ、それにしてもこれは、残念ながら、国政で制度改正をちゃんとしてもらわないと、市町村がそれに対応できるような何かを持っているかというとなないわけ。僕ら地方議員にとっても何も選択肢もない状況であるということは、言えるので、ただ、これは、市町村だって混乱しそうな話なんだけれども、それを今度は、先ほど菅原委員がおっしゃったとおり、住民に説明するための資料作りもしなさい。とても難しい話になってくるよね、多分。いや、塩竈市にしてみれば、私たち、別に考えた案ではないんだけどもと言いたくなる部分もあるんだと思うんだけど、制度上は。こういったことは、私ども政治家としても、国に対して、やっぱり国が責任を持って国民に説明してもらえような道筋づくりというのが、必要ではないのかなと。議事録に残してほしくてしゃべっているんだけど、と私は思っています。そのことだけ、まずこの辺は申し上げておきたいと思います。そこだけは理解してもらわないと、

討論にしる、何にしる、要は、この目的である社会全体で子供を育てるとか、教育を支えるということについては、全員賛成なんだけれども、総論は賛成。だけど、各論の部分でやっぱりみんないろいろ考え方があるという制度だね、これ。

だから、そのこのところは、やっぱりもうちょっと分類しながら、議員としても賛否を明らかにしていかがるを得ない部分があると思うので、その辺は、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。これは、そういうことでお願いをしたいと思います。

それから、町内会等コミュニティ強化支援事業について、これは要望です。

令和5年度の主要な施策の成果に関する説明書というのは、これは、参考になるんだと思います、今回の件は。それを見る限り、ここに具体例が載っているよね。7項目の中でこれだけの町内会から要請があつて、補助金を出しました。実際、施策の成果についても90団体ということになっているんだけど、集会所を持っている町内会とそうではない町内会でもやっぱり要望が違うのではないかな。僕ら、相談を受けるんだよ。実際は、そういう集会所がない町内会が、正直これを出されても困っている。どこに置くのみたいな、物を買ったりすると。

もう一点、それから、先ほど働きかけしたり、助けたりという話があつたけれども、実際年度末に近づいてきた場合、これは、協働推進室なのかい。申請しない団体に電話して、町内会長が頭を悩ましていたんだけど、「入りました、入りました」みたいな。もうそのときに必ず伝えたのは、「ごみステーションの網でもいいでしょう」みたいな感じで、積極的にPRしているわけ、正直に言うと。やっぱりこの令和5年度の段階で相当町内会も困っている話をこうやって出してもらうことは、悪くはないんだよ。だから、根本のところでのやっぱり解決しなければならない課題というのは、このコミュニティーの中にあつて、それを支援するためにこういう強化支援事業という名目がついているだろうから、その辺、反省を生かしながら、やっぱり行政側もっとコミュニティーに対してどう強化支援、何を強化支援しなければいけないのかということを考えてほしいと思ってずっと見ていたの。その辺のところ、ちょっと今行政としては、一番苦手な部分なのかもしれないけれども、ただ、そういったためのNPOだったり外部の登録団体なんかあるよね。そういう支援団体とも連携をしながら、やっぱりやっていく必要があるんじゃないかなと。一生懸命やっているところは、このようにいろいろ出しているわけさ。だけれども、そうじゃないところは、やっぱり今回はもうどうしようという話になるんだと思うので、そこだけは、やっぱり反省を生かすということであれば、反省を生かしてほしい。

ただ、この重点支援交付金のそのものが、国自体が、成果目標を前提にしているかという、市で出している成果指標と一緒になのよ。幾ら払ったかなの。残念ながら成果に対する評価とか、そういうのは、一切考えていない交付金の中身になっているので、ただ、その裏側には、市町村が身近な自治体として、公務員は優秀なんだから、もっとこの趣旨を考えて、うまく利用してくれたらと、国の思いもあると思うけれども、ずるいけれども、そういったことをぜひやってほしいと思う。また、町内会から、多分これが出たらまた相談されるので、そこでお願いを今のうちからしておきたいんですが、いかがでしょうか。

○志子田委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 今回のこちらの助成金に関しましては、町内会を市として支援したいという気持ちで、令和4年、5年に続いてということで行ったものです。様々町内会からは、いろいろな相談を受けて、いろんな課題があるというのも分かります。これに関しては、集会所がないところが大変だという話もありますけれども、何か物を買えばとか、物を用意すればいいという話ではないというのは、そのとおりのかなと思います。地域コミュニティーの活性化、町内会の永続的な、町内会が継続していく、運営していく、そういったところに関して、いろいろな課題、市民課としてもいろいろ考えながら、まずは、この助成金が、多くの町内会で利用、活用されるようにとは思っていますけれども、そこをなかなか難しいという町内会と一緒に考えていたいと思います。

以上になります。

○志子田委員長 よろしいですか。ほかにご発言はございますか。（「なし」の声あり）いいですね。

では、暫時休憩いたします。

午前11時34分 休憩

午前11時36分 再開

○志子田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第47号、第49号及び第53号について、採決いたします。

議案第47号、第49号及び第53号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○志子田委員長 全員ね。挙手全員でございます。よって、議案第47号、第49号及び第53号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号、第50号について、採決いたします。

議案第48号及び第50号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○志子田委員長 挙手多数であります。よって、議案第48号及び第50号は、原案のとおり可決されました。

以上で本委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時38分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

民生常任委員会委員長 志子田 吉晃